

〇〇年〇〇月〇〇日

社員の皆様へ

株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇

マイナンバー制度スタートに伴う住民票の確認等のお願い

マイナンバー法（番号法）が、平成 28 年 1 月より実施されます。

実施に伴い、本年 10 月より日本国内に住民登録をしている全員（外国人の方も含む）に個人番号が付番され「通知カード」が簡易書類で郵送されます。

この「通知カード」の番号（マイナンバー）の送付は、平成 27 年 10 月の第 1 月曜日である 5 日時点で住民票に記載されている住民が対象となります。

早急に、現住所と住民票に相違がないか扶養家族も併せてご確認してください。もし、相違がある場合には「通知カード」が確実に受け取れるようにしてください。

また、到着した通知カードについては、今後、社会保険の手続きや年末調整などで後日、会社に提出していただくことになりますので、なくさないよう厳重に保管してください。

以上